

ASIA FOCUS NEWSLETTER

Newsletter

June 2026

本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄
パートナー
+81 3 6271 9517
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

竹中 陽輔
パートナー
+81 3 6271 9548
yosuke.takenaka@bakermckenzie.com

富本 聖仁
パートナー
+81 3 6271 9710
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com

和田 卓也
パートナー
+81 3 6271 9716
takuya.wada@bakermckenzie.com

北村 裕幸
カウンセラー
+81 3 6271 9758
hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com

河邊 美杉
アソシエイト
+81 3 6271 9470
misugi.kawabe@bakermckenzie.com

前田 樹乃
アソシエイト
+81 3 6271 9485
mikino.maeda@bakermckenzie.com

Asia Focus Newsletter 2026 年 6 月版

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

タイ：規制対象となるデリバティブ原資産の拡大 (2026/5/12)

タイ証券取引委員会は、改正デリバティブ取引法に基づき、2026年4月1日付けで新たな通知を発出し、規制対象となる原資産の範囲を拡張した。本通知により、デジタル資産、炭素排出枠、再生可能エネルギー証書並びに為替、金利及び運賃等の各種指数が新たに規制対象として追加された。また、既存項目についても、カーボンクレジットを指数から商品へ再分類し、現金でなく現物受渡しの柔軟性を認めるとともに、プラスチックの対象範囲が拡大される等の改正が行われた。これにより、市場のリスク管理機能の強化及び国際基準との整合が図られる一方、対象取引には事業許可取得の義務や規制遵守が課されることとなる。

タイ：外国人事業法規制リストから除外される 9 業種 (2026/5/28)

タイ内閣は、商務省（MOC）の提案に基づき、外国人事業法（Foreign Business Act）上の外国事業ライセンス又は外国事業証明書の取得義務の対象から 9 種類の事業を除外することを承認した。本件は、既に他の法令及び規制の下で監督されている事業について規制の重複を解消することを目的とするものであり、外国人事業法の規制対象に実質的な変更をもたらすものではない。対象から除外される業種については、主として通信ネットワークやデリバティブ取引に関連する一定の事業が適用対象から除外されるほか、関連会社及びグループ会社のみを対象とする人事管理等の内部向け管理業務についても対象外とされる。

タイ：法人設立登記の完全オンライン化へ移行 (2026/5/29)

タイ商務省事業発展局（DBD）は、2026年7月1日より、非公開会社の設立登記について、紙による申請を廃止し、電子登録システム「DBD Biz Regist」を通じたオンライン申請に完全移行する予定である。もっとも、完全オンライン化後においても、一部の設立関連書類については、発起人及び権限を有する代理人による自署又は電子署名を要する。そのため、発起人又は取締役が外国人が含まれ、当該署名が必要となる場合には、手続に時間を要し、設立登記が1日で完了しない可能性があることから、事前のスケジュール調整が推奨される。また、取締役の変更や増資等の変更登記については、当面の間、紙ベースでの申請も受け付けられるものの、将来的にはオンライン化される見込みである。

シンガポール：議会がメディア分野に対する IMDA の監督権限を強化 (2026/5/28)

2026年5月7日、シンガポール議会は、情報通信開発庁（IMDA）法の改正案を可決した。本改正は、メディア分野の競争及び消費者保護の枠組みを電気通信分野とより統合的なものとするとともに、メディア分野における所有権又は支配権の移転や市場での動きに対する IMDA の監督権限を拡大するものである。具体的には、30%以上の株式又は議決権の取得等による支配権変更について IMDA の事前承認を要するほか、不公正な取引行為是正のための指示、情報要求、及び業界行動規範の承認に関する権限が強化される。

シンガポール：医療分野において、日本を含む海外規制当局との協力関係を拡大 (2026/5/29)

シンガポール保健科学庁（HSA）は、2026年4月及び5月に、日本及び中国の規制当局とそれぞれ協力関係を構築した旨を発表した。日本の厚生労働省とは、2026年4月20日、医療関連製品の規制分野における二国間協力の強化を目的とする覚書を締結し、医療製品に係るリライアンスの促進、製薬企業に対する GMP 査察（医療品の製造施設が適正製造基準（GMP）に適合しているかの確認）の相互依拠、先端技術に関する情報交換、及び国際的な取組における連携が含まれている。これにより、製造業者に対する重複査察は年間平均で約3件削減されるなどの効果が見込まれる。

フィリピン：データスクレイピングに関する規制強化 (2026/5/8)

フィリピン国家プライバシー委員会（NPC）は、2026年にデータスクレイピングに関する指針（Advisory No. 2026-01）を公表し、公開情報のスクレイピングであっても個人情報保護法（DPA）の適用対象となることを明確化した。本指針は、公開情報であることのみを理由に同意が存在するとみなす見解を否定し、特に自動、大規模又は商業目的のスクレイピングを個人情報処理として規制対象とする。また、法的根拠の確保、プライバシー影響評価（PIA）の実施、並びに透明性及び安全管理措置の強化が求められる。違反した場合には行政、民事又は刑事責任が生じ得るとされ、関連事業者に対する監督が強化される。

オーストラリア：ヘルスケアに関する本年度の予算 (2026/5/12)

2026-27年度豪州予算では、医薬品償還制度（PBS）・障害者支援制度（NDIS）等の医療・福祉制度に対する大規模な資金拠出とともに、不正・不適切支払の削減を重点施策としている。医薬品・ワクチンへのアクセス改善等が進められる一方、公的医療保険制度（Medicare）・PBS・NDISにおける不正対策の強化によりコスト削減も図られる。規制強化により、ヘルスケアの業界関係者にはコンプライアンス対応の重要性が一層高まると見込まれる。

編集後記

今月号担当の富本、竹中、河邊、前田です。

今月は、タイにおいて、法人設立登記のオンライン化や外国人事業法の整備など、企業による経済活動に直接影響のある動きが生じています。フィリピンでのスクレイピングの規制による個人情報保護の措置も、企業による公開情報の取扱いとの関係で注意する必要があります。オーストラリアにおいては、2026-27年度の連邦予算案が発表され、その内訳から今後の政策の動向が窺われます。



富本



竹中



河邊



前田